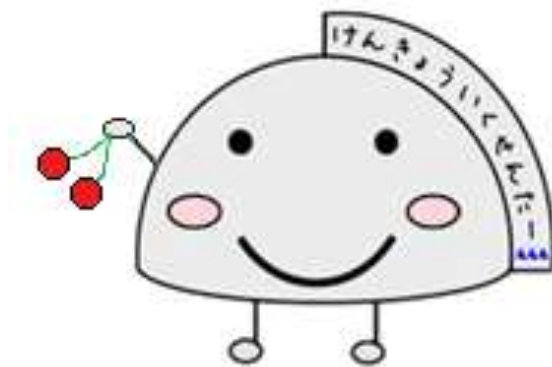


特別支援学級ハンドブック

— 令和2年度版 —



山形県教育センター



平成19年4月に施行された改正学校教育法により、「特別支援教育」が位置づけられたことを受けて、各特別支援学級では、障がいのある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培う教育が、今日まで求められてきています。

その間、山形県の特別支援学級担任の先生方は、児童生徒の実態や地域の実情等に応じて、様々な実践を積み重ねてこられました。また、各学校において、特別支援教育に関する委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、校内体制が整えられるとともに、小学校・中学校では、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率が、100%になるなど、特別支援教育の充実が図られています。

そうした中、平成29年に小学校・中学校の学習指導要領が告示され、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方が新たに示されるなど、特別支援教育の状況が変化を見せています。

こうしたことを受けて、山形県教育センターでは「管理職と担任のための 特別支援学級の手引ー平成27年度版ー」を改訂し、「特別支援学級ハンドブックー令和2年度版ー」を作成することといたしました。

本ハンドブックは、平成29年度告示の学習指導要領を踏まえた学級づくり、授業づくり等における基本的な考え方を示すことで、これまでの実践を大事にしながら、その上で、特別支援学級における指導・支援について、あらためて確認していただくための手がかりとなるようにと願い、作成しています。

日常的にご活用いただき、ご意見やご感想をお寄せください。

本ハンドブックが、先生方の特別支援学級担任としてのやりがいと専門性を高め、児童生徒一人一人の健やかな成長を支えるための資料として活用されることを願っています。

特別支援学級以外の先生方ともつながりながら
学校全体で児童生徒を育てていきましょう。



ハンドブックの活用にあたって

- 各項目の内容について、関連するハンドブックのページ、関連書籍等がある場合は、【ハンドブックp〇参照】【学習指導要領p〇参照】のように、参照ページを示しています。
【参照】が示されているところについては、そちらも合わせて御確認ください。

＜主に参照いただきたい書籍＞

- ・「小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）」平成 30 年
 - ・「小学校学習指導要領解説 総則編」平成 30 年
 - ・「中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）」平成 30 年
 - ・「中学校学習指導要領解説 総則編」平成 30 年
 - ・「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）」平成 30 年
 - ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」平成 30 年
 - ・「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」平成 30 年
 - ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」平成 30 年
- 本ハンドブックにおいて、学習指導要領等からの引用文の文字色を変える、下線をつける等で強調して示している部分は、山形県教育センターによるものです。

このハンドブックは山形県教育センターのホームページ

<http://www.yamagata-c.ed.jp/>

からダウンロードできます。



目 次

1 年度始めに取り組むこと

(1) 始業式までの準備……1

- ① 教室環境……1
- ② 準備すること……6
- ③ 関係者との連携……7

(2) 始業式・入学式での配慮……9

2 特別支援学級について

(1) 特別支援学級とは……11

- ① 関係法令……11
- ② 対象……11

(2) 特別の教育課程について……16

- ① 法令……17
- ② 小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編……17
- ③ 実態に応じた教育課程を編成すること……17

(3) 自立活動……19

- ① 自立活動の目標と内容……19
- ② 自立活動の指導と個別の指導計画……20
- ③ 個別の指導計画の作成と内容……21
- ④ 知的障がいのある児童生徒の自立活動の指導……24

(4) -ア

弱視／難聴／肢体不自由／病弱・身体虚弱／自閉症・情緒障がい特別支援学級……25

- ① 特別の教育課程と指導上の配慮……25

(4) -イ

知的障がい特別支援学級……34

- ① 特別の教育課程について……34
- ② 知的障がいのある児童生徒の学習上の特性について……38
- ③ 指導の形態について……40
- ④ 知的障がいのある児童生徒の「総合的な学習の時間」……47

3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

(1) 個別の教育支援計画とは……48

(2) 個別の指導計画とは……49

(3) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式及び配慮事項……51

(4) 教育課程の編成……52

- ① 編成の手順……52
- ② 時間割……55
- ③ 指導計画……56

4 学級経営

(1) 学級経営について……57

(2) 学級経営の内容……58

(3) 学級事務について……59

(4) 学級経営の進め方……64

- ① 学級経営案の作成……64
- ② 児童生徒のよさが生きる学級組織づくり……65
- ③ 学級経営の評価……66

(5) 授業づくり……67

- ① 基本の考え方……67
- ② 学習指導案……68

(6) 交流及び共同学習の推進……69

(7) キャリア教育の視点に立った進路指導……72

(8) 情報発信と連携……78

- ① 関係者との連携（年間を通して）……78
- ② 学級通信の発行……83
- ③ PTA活動の運営……84

(9) 評価と指導のまとめ……85

- ① 評価に当たって……85
- ② 指導要録について……86
- ③ 通知表の作成と記入……87
- ④ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の見直し……87
- ⑤ 次年度への引継ぎ・関係者との連携（年度末）……88

(10) 教科用図書の選定……89

(11) 特別支援教育に係る校内委員会・就学相談……91

(12) 特別支援教育に関する相談……93

<巻末資料>

- ・「学校における合理的配慮」について……95
- ・各種援助制度・相談事業等……96

<引用・参考文献>……101



1 年度始めに取り組むこと

初めて特別支援学級の担任となった年度始めは、何かと分からないことがたくさんあるかと思いますが、まずは、児童生徒・保護者が安心して学校生活をスタートできるように、必要な準備等について確認しましょう。

(1) 始業式までの準備



① 教室環境

教室は、日々生活し、学習する場所です。一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、児童生徒が安心でき、落ち着いて過ごせるように、安全で健康的な教室環境に心がけましょう。

まずは、校内のどこに特別支援学級の教室を配置するかを検討から始めます。安全性・学習や生活上の利便性・静かな環境の確保など、総合的な観点から検討を行いましょう。

環境の整備は、「ユニバーサルデザインの視点^{*1}」や「学校における合理的配慮^{*2}」にかかわる大事なポイントになります。



【参考】※1「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」

山形県教育センターホームページ

(<http://www.yamagata-c.ed.jp/各種ダウンロード/研究成果/UD/>)

※2 ハンドブック巻末資料p94

<教室内のレイアウトの工夫（例）>

- 今ここで何をするのが分かりやすいように、学習、作業、休憩など、教室内でそれぞれの活動を行う場所を決め、仕切りを設置したり、休憩、着替えの場所に、カーペット、マット、畳などを敷いたりする。（活動と場所の一致）
- 課題に集中できるように、個別学習の際に、個人ブースが必要な児童生徒のためのスペースを、仕切りなどを利用してつくる。
- 怪我等防止のために、歩行、車椅子等の妨げにならないように、安全に移動できるスペースを確保する。また、机やロッカー等の角のある突起箇所には、安全カバーを付ける。
- 机やロッカー、提出物用カゴや道具棚などの配置を工夫し、児童生徒が活動しやすい動線をつくる。
- 床に目印を付けて、机や椅子を並べる位置を示す。
- 何をどう整理するのが分かるように、ロッカーや棚の中に入れるものの名前の表示だけでなく、絵や整頓された状態の写真を貼っておく。
- 個人のものと、みんなで使う物との区別をしやすいように、置く場所を分けて示す。
- 教室内のレイアウトを替える際には、児童生徒に予告・説明をする。

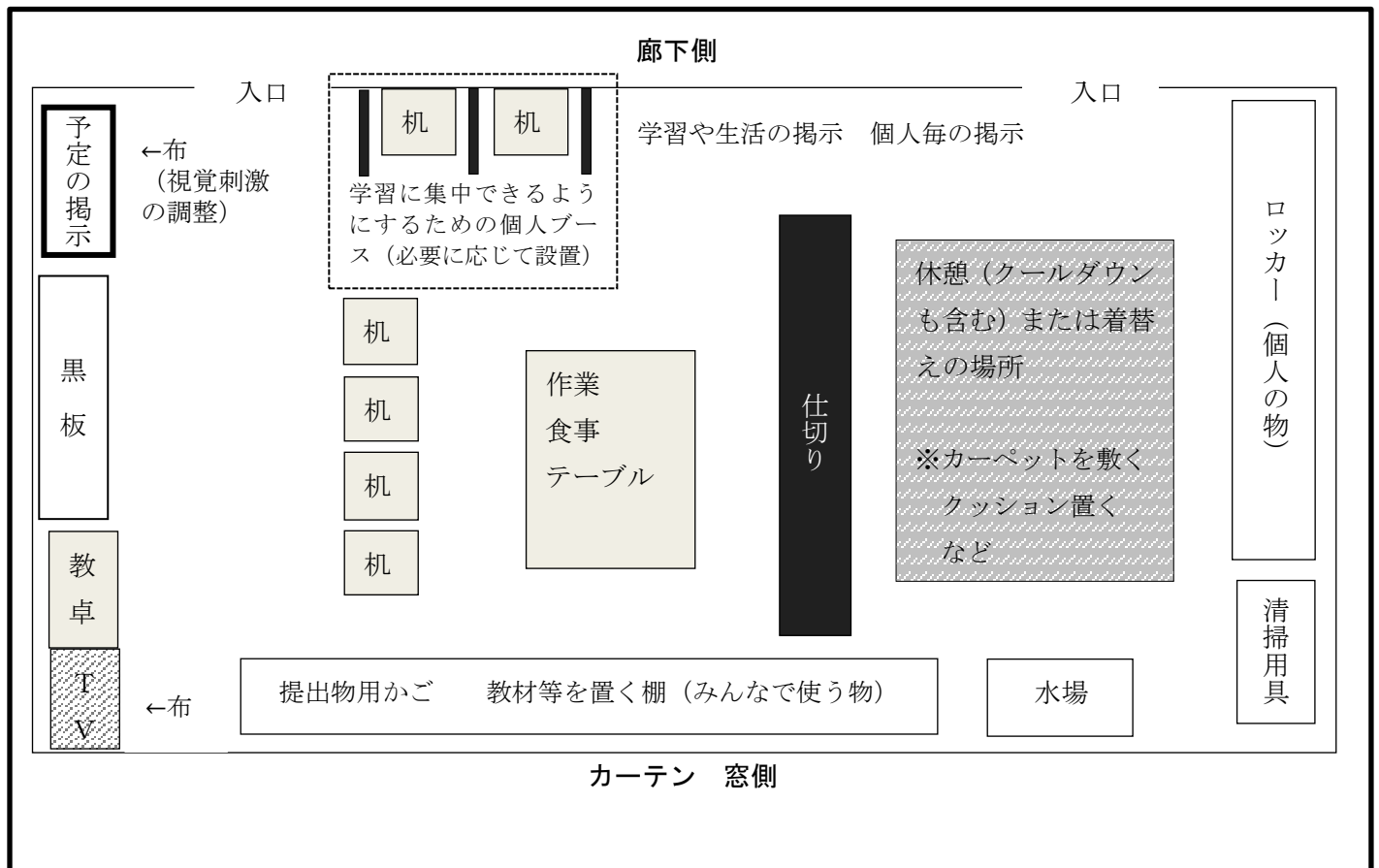


提出場所が分かるように提出物用かごを配置



ロッカーの整理の仕方を写真見本にして掲示

<教室内のレイアウトの図（例）>



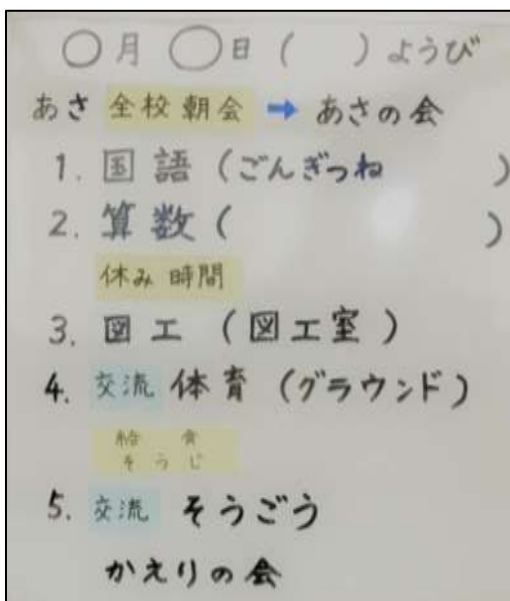
<視覚情報の調整・掲示や板書での配慮（例）>

- 学習に集中できるように、教室を整理するとともに、教室前面及び黒板とその周囲における余分な視覚刺激を減らす。
 - 必要のないときは、TV、各種棚、掲示物、教室外の風景等を、カーテンや布で覆う。
- 学習内容や、要点などを理解できるようにしたり、ノートをとったりしやすいような板書にする。
 - 適切な採光を確保し、座席から見える黒板の角度や光の反射などに配慮する。
 - 過度な色使いを避ける。板書の文字には、白や黄色のチョークを中心に使う。
 - 児童生徒が見やすい文字の大きさに合わせて書く。
 - 内容を精選し、要点を絞って板書する。端的な文章表現での提示に努める。
- 児童生徒が主体的に行動したり、安心して過ごしたりできるように、学校生活や学習の見通しがもてるようにする。
 - 時間割（学級・個人毎）、授業中の学習活動の流れ、学習活動や作業を進める際の手順など、視覚的に分かりやすい表示で示す。
 - 作業や活動の仕方、できあがりの状態などを表した絵や写真を掲示する。

1 年度始めに取り組むこと



棚の中の興味のある教材を普段は布で覆い、授業中に児童生徒の注意がそれないようにしている

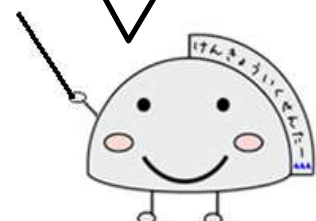


ミニホワイトボードを使って1日の時間割を掲示



授業の流れや、内容が分かりやすいように板書を構成

児童生徒のいすに座ってみたり、立ったときの目線の高さで教室を見渡したりするなどして、実際にどのように見えるかを確認してみましょう。



<その他 障がい種別の特別支援学級における教室環境の主な留意点（例）>

弱視特別支援学級

- 安全確保のため、歩行の妨げになるものを置かない。置く場合は定位置を決め、空間の把握の妨げにならないようにする。また、机やロッカー等の角のある突起箇所には、安全カバーを付ける。
- 何がどこにあるか分かるようにするために、教材等を置く場所を固定する。移動する場合は事前に伝える。
- 教科書等が見やすいように、適切な机を選定し、必要に応じて書見台等を設置する。
- 学習や学校生活がしやすくなるように、ロッカーや必要な道具等に鈴をつけたり、シールを貼ったりするなどして、視覚以外の感覚（聴覚や触覚など）を活用できるように工夫する。
- 児童生徒の見やすい条件に合わせるために、照明の適切な明るさやまぶしさの調整（教室の全体照明や机上照明、反射光をおさえる黒板、カーテンの設置）を行う。



書見台



シールをつけて自分のロッカーが触って分かるようにしている

難聴特別支援学級

- 補聴器はいろいろな音を同じ音量で拾ってしまうので、雑音を低減するために、カーペットを敷いたり、机やいすの足にテニスボールをはめたりするなどの工夫をする。
- 音声言語と事物が一致するように、視覚的な情報も合わせて提示するなど、言語理解を助けるための視覚的な支援を工夫する。
- 教師の口元が児童生徒からよく見えるように、逆光にならないようにして正面に立つなど、話すときの教師の位置に留意する。



机やいすの足にテニスボールをはめて雑音を低減している

肢体不自由特別支援学級

- 移動がしやすくなるように、車いすでの移動、介助歩行やクラッチ（前腕型杖）を使用した歩行の妨げになるものを置かない。
- 学習（自立活動など）や休憩（水分補給・体ほぐしの運動など）などがしやすいように、効果的に使用できるカーペット、ソフトマット等を設置したスペースを用意する。
- 日常生活や学習面において、児童生徒が主体的に活動できるように、水道の蛇口レバーや電灯のスイッチ等、自分で操作できるような補助具を活用する。
- 適切な姿勢で学習できるように、児童生徒の実態に応じた机や椅子を活用する。



水道の蛇口レバー



車いすを使用している児童生徒が使いやすい机

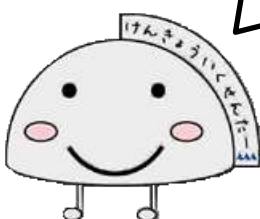
病弱・身体虚弱特別支援学級

- 学習（自立活動など）や休憩（水分補給・体力の回復など）などがしやすいように、効果的に使用できるようなカーペット、ソフトマット等を設置したスペースを用意する。
- てんかん発作時の転倒などの際の安全確保のため、机やロッカー等の角のある突起箇所には、安全カバーを付ける。
- 病状の安定を図るために、児童生徒の心身の状態に応じて衛生面や、室温、光量等を適切に管理する。



角に安全カバーを付けている机

必要に応じて、インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）を環境整備のための参考としてください。



インクルDB

検索

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

(<http://inclusive.nise.go.jp/>)

② 準備すること

児童生徒・保護者が安心して学校生活をスタートできるように、しっかりと準備をしましょう。

<学級経営上必要な物品等の用意>

教室や校内の環境について、児童生徒の実態を踏まえた安全性が確保されているかも確認しましょう。

- ☐ 出席簿
- ☐ 各種名簿
- ☐ 氏名印
- ☐ 指導要録
- ☐ 健康診断票
- ☐ 連絡網
- ☐ 連絡帳、使用するノートやファイル

- ☐ 教科書、副読本、学習用具
- ☐ 学級通信
- ☐ 机・椅子等の調整
- ☐ ロッカー、傘立て、靴箱などの割り当て
- ☐ 教室の掲示物
- ☐ 学級の事務用品や備品



<学校生活をスムーズに始めるためのチェックポイント>

☐ 年度初めの見通し

- ☆ 年度初めの一日の流れは？
- ☆ 当面の時間割は？
- ☆ 4月の予定は？
- ☆ 特別教室等の使用割り当ては？
- ☆ 学級費・教材費はどうする？

☐ 交流学級担任と確認

- ☆ 交流及び共同学習の内容、支援や配慮点は？
- ☆ 名簿や連絡網はどのように作成する？



☐ 保護者または前担任と確認

- ☆ 登下校の通学路や通学方法は？
- ☆ 児童生徒が個別に必要なものは？
- ☆ 特別支援教育就学奨励費についての手続きは？

障がいのある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

対象とする経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費などがあります。

※ 事務担当者と確認



前担任との引継ぎ、保護者との面談などを通して、まずは健康上や指導上の留意点についてしっかりと実態を把握しておくことが大切です。就学前の場合には、前年度のうちに、体験入学や学級見学などの機会を設定し、本人や保護者から、担当者が直接情報を得ておくことが考えられます。

その他、児童生徒の教育支援にかかわる資料、個別の教育支援計画や個別の指導計画、つながりのある関係機関の文書などからも、児童生徒の実態について詳しく知ることができます。

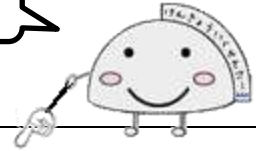


③ 関係者との連携

年度初めは、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成するに当たって、情報収集・確認等が必要になります。

※個別の教育支援計画・個別の指導計画については、ハンドブックp48～51参照

主に「誰と」「何を」確認するのか、下の表を参考にしてみましょう



＜個別の教育支援計画の作成にあたって＞

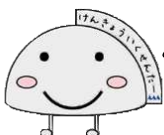
対象（誰と）	内容（何を）
特別支援教育コーディネーター	作成手順・作成上の留意点 各種情報（教育支援資料、検査結果、過去の資料等）
本人・保護者	本人のプロフィール 本人・保護者の願い（生活・学習・進路等） 合理的配慮について ＊本人・保護者の申し出に対して、校内での検討及び本人・保護者との合意形成を経た上で、提供する配慮の内容を記載します。
保護者	学校以外の関係者とのかかわり（支援の状況、活動内容等） ・福祉サービスの利用（送迎、放課後等デイサービス等） ・医療とのつながり（主治医、通院状況等） ・地域とのつながり（学童保育、スポーツ少年団、子供クラブ活動等）
校内委員会（次ページ参照）	支援の方針 支援の内容・方法

在籍児童生徒が「やまがたサポートファイル[※]」を使っていることもあります。必要に応じて保護者・本人と確認の上、参考にすることも考えられます。



＜個別の指導計画の作成にあたって＞

対象（誰と）	内容（何を）
特別支援教育コーディネーター	作成手順・作成上の留意点 各種情報（教育支援資料、検査結果、過去の資料等）
本人・保護者	本人の実態 ＊実態については、前担任や交流学級担任、教科担任、養護教諭、学年主任など、様々な視点からの情報も、必要に応じて確認しましょう。 本人・保護者の願い（生活・学習・進路等）
特別支援教育コーディネーター・交流学級担任・教科担任	長期目標 短期目標 目標達成に向けた具体的な手立て 指導や支援の内容・方法



児童生徒の実態、目標、支援の内容等については、前担任からの引継ぎ資料などを参考にしながらも、**毎年確認が必要**です。

※ 発達障がい等の支援が必要な方の個性や必要な配慮などの情報をファイリングしていくものです。

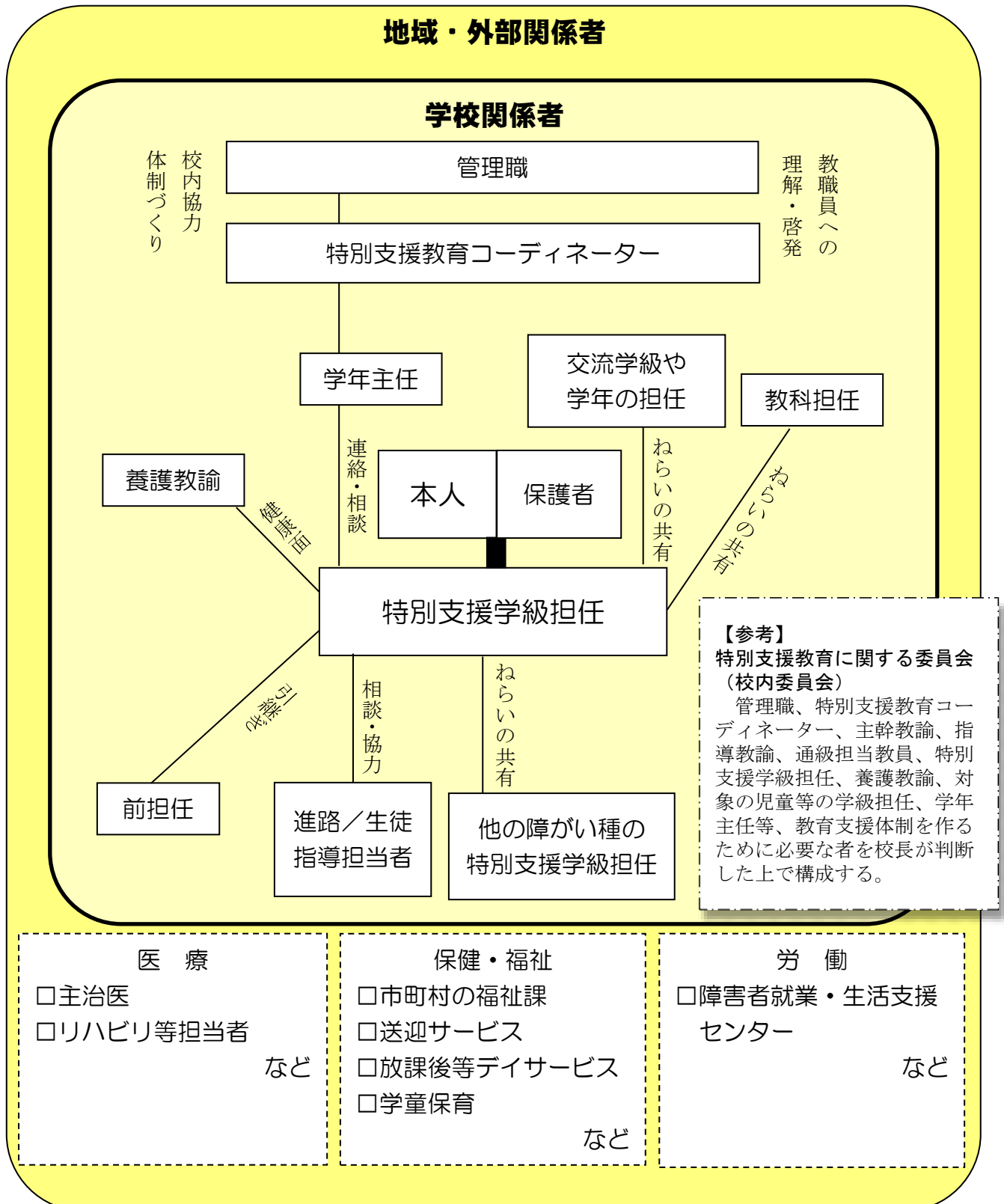
詳細については、**やまがたサポートファイル**で検索してください。

<https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/shogai/hatatsu/8090004support-file-standard-self.html>

【参考】

以下は、今後の学級経営において、つながりをもつことが必要な関係者との連携図になります。詳しくは、この後の「4 学級経営 (8) 情報発信と連携 (p78～84)」を参照ください。

<連携図>



(2) 始業式・入学式での配慮



～児童生徒が喜びや期待をもって、スムーズに学校生活をスタートできるために～

事前に一日の動きを想定し、学校全体で必要な支援や配慮について確認しておきましょう。

初めて受けもつ場合、まだ十分な信頼関係がとれていない状態で、初日一人に対応するのは大変なことかもしれません。必要な点については、朝から校内の協力を得られるようにしましょう。

保護者は、最初の学校行事を通して、担任の丁寧な対応の仕方や心遣い、児童生徒への穏やかなかわり方などに安心感を覚え、その後の信頼関係へとつながっていきます。

また、保護者からみれば、担任だけでなく、学校全体の特別支援教育に対する姿勢としてとらえる機会になりますので、学校全体で共通理解に立って取り組むことが大切です。

<始業式・入学式までに学校全体で確認しておくこと>

【児童生徒のことについて】

- ☐ 児童生徒の体調や様子（ここ数日の様子と当日の朝、健康や安全面における留意点）
- ☐ 昨年度までの行事への参加の様子から予測されること

【式の前までのことについて】

- ☐ 式のプログラム、時間、会場レイアウト
- ☐ 当日の朝の動き（登校の仕方、待機場所と過ごし方、交流学級とのかかわり、トイレ）
- ☐ 入退場時の移動経路、移動方法
- ☐ 並び順、座席の位置、前後左右の児童生徒の確認
- ☐ 入学式での呼名者、呼名の仕方、返事の仕方

【式の最中のことについて】

- ☐ 式中の具体的な支援や配慮
（場面（起立、礼、着席、唱歌、待つ）に合わせた言葉かけ、場所の目印や指示カードなどのツール）
- ☐ パニックや発作など、ハプニング時の対応、支援
（休憩や退場の仕方、移動場所、サポートする教員）
- ☐ 式での付き添い、一日を通しての役割分担（特別支援学級担任、交流学級担任、養護教諭、その他の教員）
- ☐ 保護者の動き（担任への体調等の連絡、保護者の座席の位置、必要に応じた対応）

【式が終わってからのことについて】

- ☐ 式後の動き、学級での指導（学級に戻ってからの活動、担任の自己紹介と抱負、当面の予定、教科書や学級通信等の配付物）

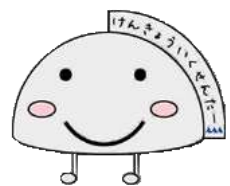
本人や保護者とも当日の動きや対応について確認しておくことが大切です

見通しがもてなかったり予定が変更になったりすると、パニックになる児童生徒もいます。すぐその場から離すだけでなく、その場で落ち着ける方法を考えておくことも大切です。

また、式の前に、児童生徒に会場を見学できるようにして座席等を確認したり、簡単な動きをリハーサルしたりしておく、不安が少なくなることがあります。前担任や保護者から具体的な対応について聞いておくことが必要です。

保護者の中には、特別支援学級への入級に、内心複雑な思いを抱いている場合もあります。交流学級や学年の動きなどについてもお知らせしながら対応しましょう。

始業式や入学式での配慮は、他の行事や集会などにおいても、引き続き大事にしていきたい内容です。集団での活動が苦手な児童生徒に対しては、決して無理をさせることのないように留意する必要があります。様々な場面をとらえ、その児童生徒にとっての課題の緩和・調整・回避の対応の仕方について考えていきましょう。



2 特別支援学級について

(1) 特別支援学級とは

① 関係法令

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項に基づき、障がいがあるため、通常の学級では適切な教育を受けることが困難な児童生徒のために、特別に編制された学級です。

学校教育法第81条

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

② 対象

特別支援学級において教育を受ける対象となる障がいの種類と程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日文部科学省初等中等教育局長第756号通知（次ページ参照））に示されています。特別支援学級において教育を受けることが適当と認める場合にも、その障がいの程度に該当するだけでなく、本人の障がいの状態、教育上必要な支援の内容や地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して総合的に判断する必要があります。

「教育支援の手引－障がいのある子どもに対する教育支援と就学手続について－」

（平成26年3月 山形県教育委員会）より

【参考】平成25年10月4日文部科学省初等中等教育局長第756号通知

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

1 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

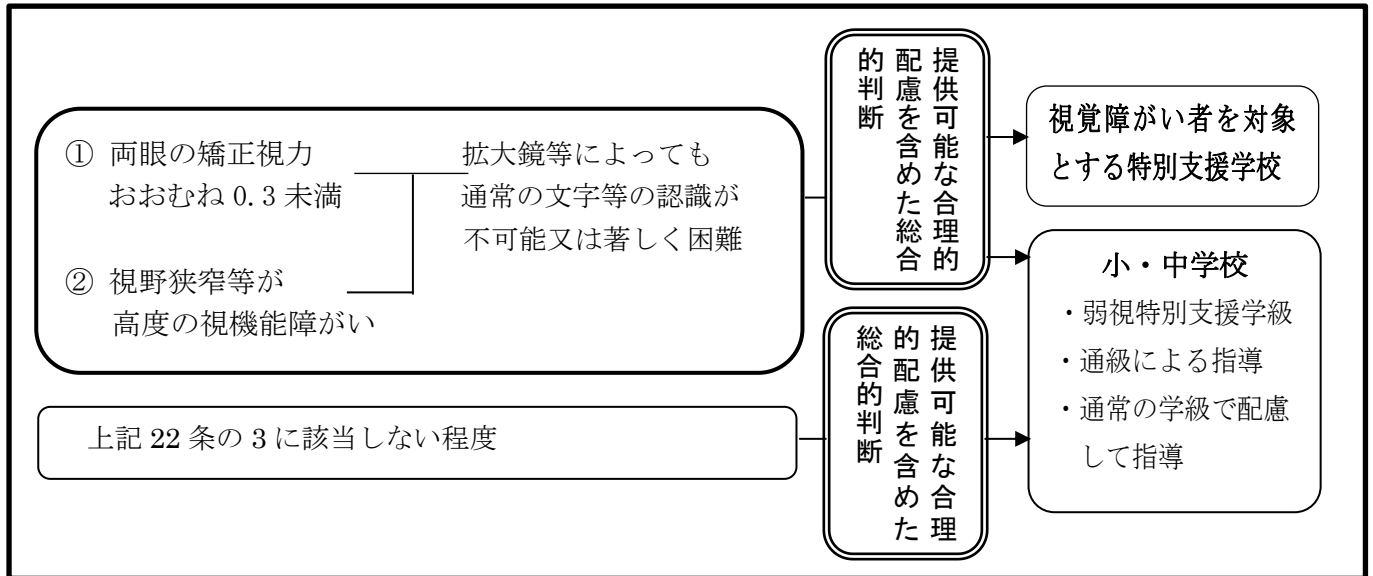
「障害のある児童生徒等に対する早期から一貫した支援について（通知）」より

【参照】文部科学省ホームページ

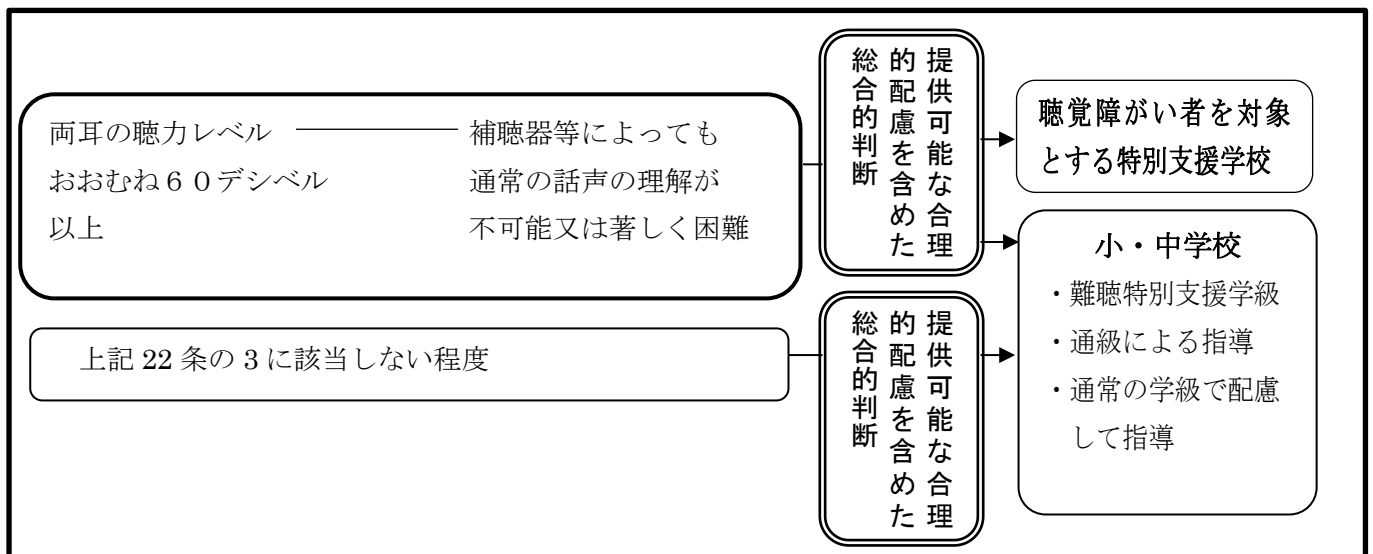
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

山形県では、特別支援学級の対象について、「教育支援の手引ー障がいのある子どもに対する教育支援と就学手続についてー」（平成26年3月 山形県教育委員会）において、以下のよう
に示されています。

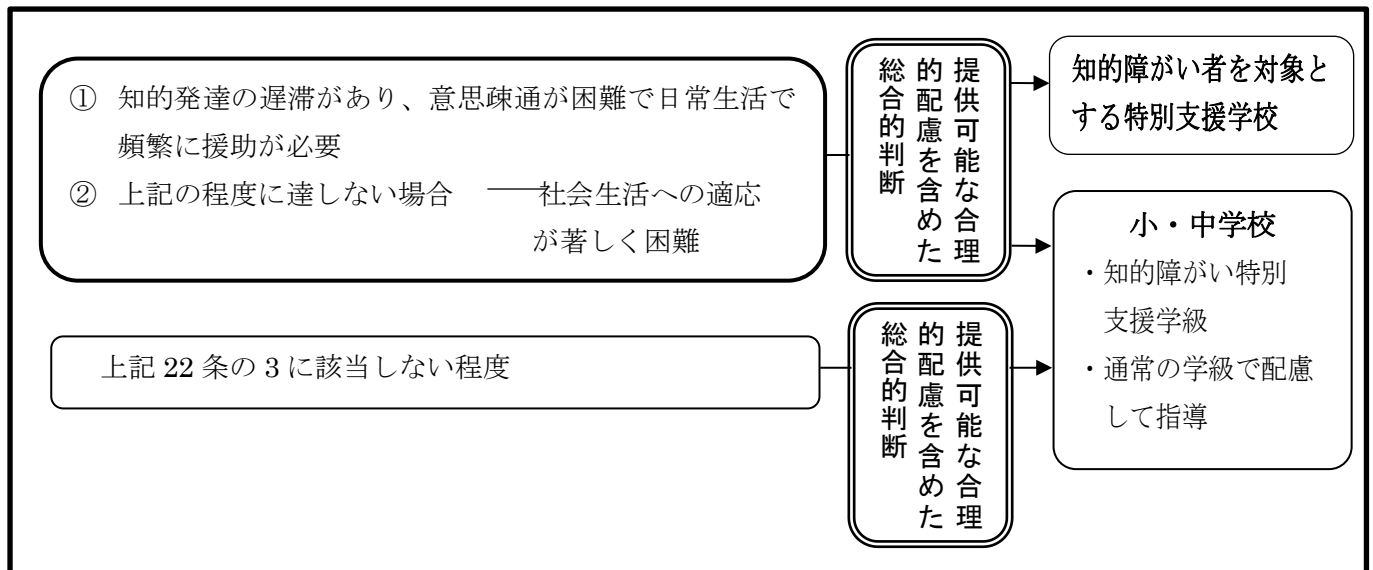
<視覚障がい>



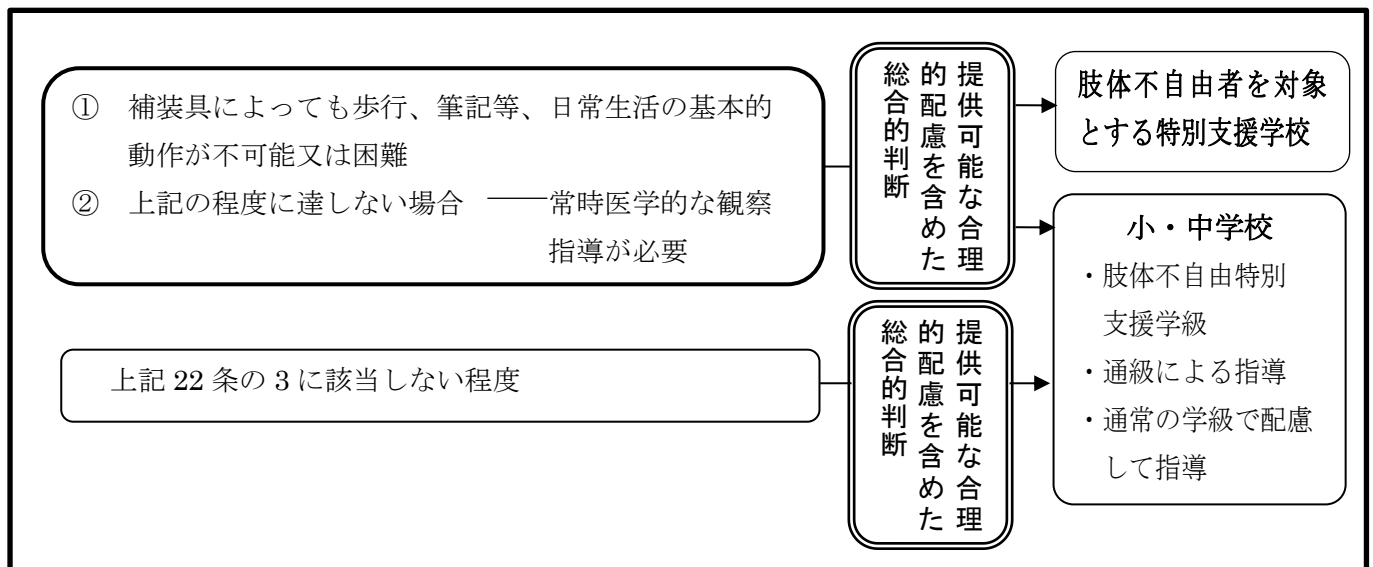
<聴覚障がい>



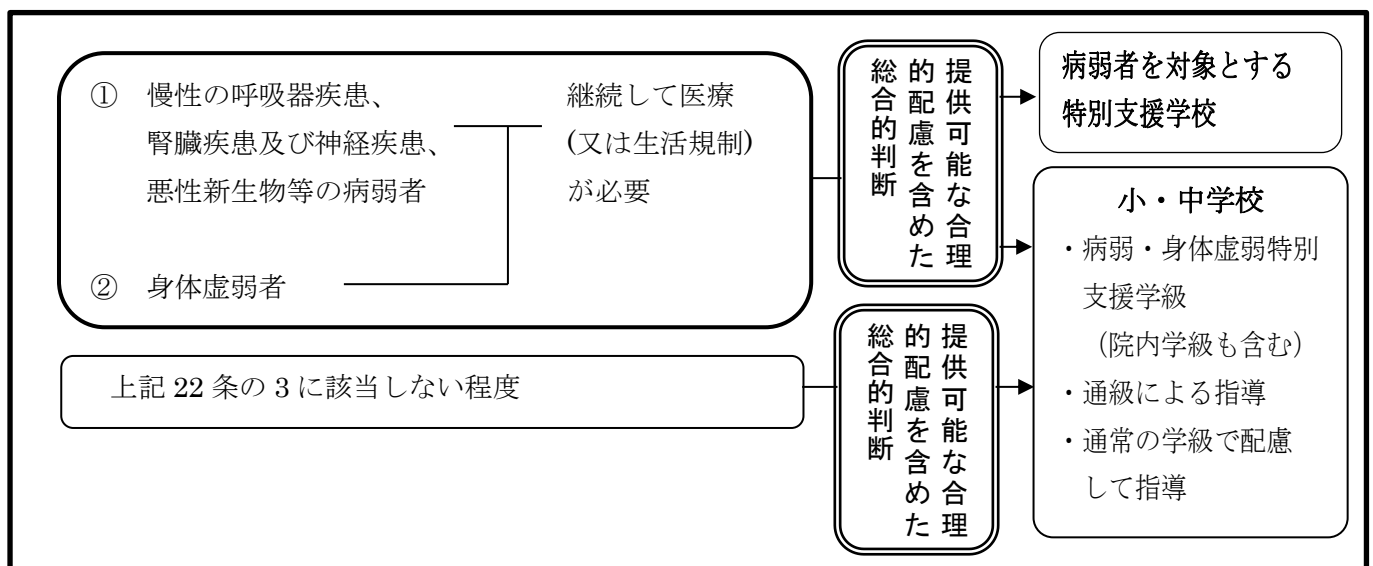
<知的障がい>



<肢体不自由>



<病弱・身体虚弱>



<自閉症・情緒障がい>

① 自閉症又はそれに類するもの

他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度

提供可能な合理的配慮を含めた総合的判断

自閉症・情緒障がい
特別支援学級

通級による指導
通常の学級で配慮して指導

【備考】 「それに類するもの」とは、知的障がいを伴わない自閉症と同様の行動特性を有するが、言葉の発達の遅れが目立たないアスペルガー症候群等。

② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもの

社会生活への適応が困難である程度

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度

提供可能な合理的配慮を含めた総合的判断

自閉症・情緒障がい
特別支援学級

通級による指導
通常の学級で配慮して指導

【備考】 「主として」とは、他の障がいによるものではなく、心理的な要因によるものを中心とするという意味。

③ 知的障がいや病弱を伴う
自閉症・情緒障がい

提供可能な合理的配慮を含めた総合的判断

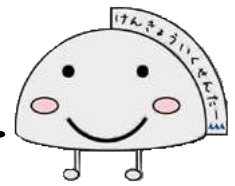
障がいの状態及び程度等に応じて、

- 知的障がいを伴う場合は、知的障がい者を対象とする特別支援学校、知的障がい特別支援学級又は通常の学級で配慮して指導
- 病弱を伴う場合は、病弱者を対象とする特別支援学校、病弱・身体虚弱特別支援学級又は通級による指導、通常の学級で配慮して指導

【備考】 知的障がいを伴う自閉症・情緒障がいの場合は、知的な遅れに対応したカリキュラムが必要なことから、知的障がい特別支援学校又は知的障がい特別支援学級での教育が基本となる。また、病弱を伴う自閉症・情緒障がいの場合は、病状に応じた支援が欠かせないことから、病弱特別支援学校又は病弱・身体虚弱特別支援学級、通級による指導での教育が基本となる。

(2) 特別の教育課程について

最初に、小学校と中学校の教育課程について、どのような教科等で編成するのかを確認しましょう。



教育課程の編成について、法令上は次のように規定されています。

学校教育法施行規則 第五十条

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

学校教育法施行規則 第七十二条

中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。



特別支援学級は、小・中学校の学級の一つですから、教育課程は原則、上記の各教科等によって編成することになります。

そのことをしっかりと踏まえて、次に示す**特別支援学級における特別の教育課程**について、確認していきましょう。

それでは、特別支援学級における**特別の教育課程**について、どのように規定されているのか確認していきましょう。



① 法令

学校教育法施行規則 第百三十八条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要のある場合は、(中略) **特別の教育課程によることができる。**

② 小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108、中：p106）

② 特別支援学級における特別の教育課程

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動を取り入れること。**

(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、**実態に応じた教育課程を編成すること。**

③ 実態に応じた教育課程を編成すること

小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p109、中：p108）

学級の実態や、児童生徒の障害の状態を考慮の上、

- 各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、
- 各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、特別支援学級は小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。

その上で、なぜ、その規定を参考にするということを選択したのか、保護者に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したり観点から、**理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し、改善する上でも重要**である。

学習指導要領から、次のような教育課程が考えられます。



知的障がいのない特別支援学級の場合

難聴
弱視
肢体不自由
病弱・身体虚弱
自閉症・情緒障がい

＜教育課程の例＞

学年相応の教科等＋自立活動

学年相応の教科等＋下学年の教科等＋自立活動

下学年の教科等＋自立活動

確認！

下学年の教科等の目標及び内容を扱うとは・・・

知的障がいのない特別支援学級ですから、知的な遅れがあるからという理由で下学年の内容を扱うということはできません。

では、下学年の教科等を扱うのはどのような場合でしょうか。例えば、入院等で学習空白ができてしまい、下学年の教科等を扱わなければならないというような場合が考えられます。また、障がいの特性から集中できる時間が短く学習進度が遅れてしまい、一部の教科について下学年の内容を扱わなければならない場合もあるかもしれません。

下学年の教科等を取り入れる場合には、児童生徒の学習状況をしっかりと把握して、何の教科等のどの内容を扱うのか検討する必要があります。

知的障がい特別支援学級の場合

＜教育課程の例＞

学年相応の教科等＋下学年の教科等＋自立活動

下学年の教科等＋自立活動

知的障がい特別支援学校の各教科等＋自立活動

確認！

知的障がい特別支援学校の各教科等を扱う場合は・・・

特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（平成30年3月）

第4章 知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に示されている各教科の目標及び内容を取り入れることになります。

「知的障がい特別支援学級だから、知的障がい特別支援学校の内容を取り入れればいい」というわけではありません。小・中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容とのつながりをしっかりと踏まえて、児童生徒の学習状況はどの段階にあるのかを検討することが大切です。

(3) 自立活動

自立活動は、特別支援教育に特別に設けられており、以下の目標と内容で指導を行います。

① 自立活動の目標と内容

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領】（第7章 自立活動 p199）

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成され、それらの代表的な要素である27項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の6つの区分に分類・整理したものです。

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものです。特に教育課程の中に位置付けて指導する時間を設けて行う指導を「自立活動の時間における指導」といいます。「自立活動の時間における指導」の授業時数は、児童生徒の障がいの状態に応じて適切に定めることとなっています。各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に標準として示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようになっています。ただし、必要だからといって、時間を増やしすぎて児童生徒の負担にならないようにすることが大切です。

自立活動編 p45～46を
ご覧になって確認してください。

② 自立活動の指導と個別の指導計画

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領】（第1章 総則 第2節の2の（4）p62）

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

自立活動は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、「自立し社会参加する資質を養うため」に行うこととされ、それぞれの児童生徒の障がいの状態や発達段階等について的確に把握し、指導の目標及び指導内容を明確にするために、個別の指導計画を作成します。

自立活動の時間における指導は、自立活動の指導の言わば要となる重要な時間ですが、自立活動の時間のみで自立活動の指導が全て行われるものではありません。学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、各教科等と密接な関連を保つことが強調されています。

個々の児童生徒の実態に即して作成された個別の指導計画に基づき、適切に実践していきます。個別指導の形態で行われることが原則ですが、指導目標を達成する上で効果的である場合には、児童生徒の集団を構成して指導することもあります。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分に留意することが重要です。



③ 個別の指導計画の作成と内容

特別支援学級においても、以下の点に留意して、具体的な目標や指導内容を設定することが求められています。特別支援学校学習指導要領解説自立活動編第3章「自立活動の意義と指導の基本」には、児童生徒の障がいの状態を踏まえた具体的な指導内容例と留意点が示された図2（流れ図p28）が記載されていますので、参考にしてみましょう。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領】

（第7章第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱いp200）

i) 指導目標の設定

2(2) 児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。
 その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

ii) 個別の指導計画作成に当たっての配慮点（第7章第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い2(3)）

ア 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。

イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。

ウ 個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。

エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。

オ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。

カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。



<実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）>

学部・学年	
障害の種類・程度や状態等	
事例の概要	

学習指導要領解説 自立活動編 p 107 参照

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

情報収集の段階

◎できないことにばかり注目するのではなく、できることにも注目する。

①実態把握の観点

・障害の状態 ・発達や経験の程度 ・興味関心 ・生活や学習環境

②実態把握の具体的な内容

・病気等の状態 ・生育歴 ・基本的な生活習慣 ・人やものとの関わり
 ・心理的な安定の状態 ・コミュニケーション ・対人関係や社会性 ・身体機能 ・視機能
 ・聴覚機能 ・知的発達や身体発達 ・興味関心 ・障害理解 ・学習上の配慮、学力
 ・施設、設備、補助用具 ・進路 ・家庭、地域

②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
収集した情報の整理の段階					
◎自立活動の区分に即して整理し、偏ることなく全体像を捉えて整理					

②-2 収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

学習上又は生活上の困難の視点で整理する

◎学習上又は生活上の難しさだけでなく、既にできていること、支援があればできることも記載する。

②-3 収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

生活年齢や〇年後の姿の観点から整理する

◎生活年齢や学校で学ぶことができる残りの年数を視野に入れて整理

実態把握

指導すべき課題の整理

③ ①をもとに②-1, ②-2, ②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

課題を抽出する段階

◎整理した情報の中から課題を抽出

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

中心的な課題を導き出す段階

◎抽出した課題同士の相互関連を検討し課題を整理

自立活動編 p109 参照

⑤ ④に基づき設定した指導目標（ねらい）を記す段階

課題同士の関係を整理
する中で今指導すべき
目標として

◎自立活動の指導の効果を高めるために、学年等の長期的な目標とともに、当面の短期的な目標を定める。

指導目標（ねらい）の設定

自立活動編 p109 参照

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階

指導目標を達成する
ために必要な項目の選定

必要項目の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体動き	コミュニケーション

◎自立活動の内容6区分27項目から必要な項目を選定する。
 ◎現在の状態に着目するだけでなく、そこに至った原因や背景を明らかにし、障害による学習上又は生活上困難の改善・克服を図るようにする。

項目間の関連付

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

◎ポイントに沿って、根拠をもって項目同士を関連付け

文例：「⑤の指導目標を達成するためには、こんな力を育てる必要がある。したがって、区分〇〇〇の項目〇〇と区分□□□の項目□□とを関連付けて指導する。」

↓
 「他者からの助言を受け入れることができるために」(心)(1)と(人)(1)と(コ)(2)を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア、⑧イである。

自立活動編 P111～118 参照

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定

指導内容の設定

ア	イ	ウ	エ	オ
◎具体的な指導内容を設定する際の配慮事項 ①主体的に取り組む指導内容 ②改善・克服の意欲を喚起する指導内容 ③発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容 ④自ら環境と関わりあう指導内容 ⑤自ら環境を整える指導内容 ⑥自己選択・自己決定を促す指導内容 ⑦自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容				

図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）

④ 知的障がいのある児童生徒の自立活動の指導

知的障がい者である児童生徒には、全般的な知的発達や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障がいに随伴して見られます。知的障がい特別支援学級の児童生徒の場合も、そのような障がいによる困難の改善・克服を図るためには、各教科の指導はもちろん、自立活動の指導を効果的に行う必要があります。

顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態とは、例えば、言語面では、発音が明瞭でなかったり、言葉と言葉を組み立てて話すことが難しかったりすることなどです。運動や動作面では、走り方がぎこちなく、安定した姿勢を維持できないことや衣服のボタンを掛け合わせることが思うようにできないことなどです。情緒や行動面では、失敗経験が積み重なったことにより、何事に対しても自信がもてないことから、新しいことに対して不安を示したり、参加できない状態であったりすることなどです。このような状態等に応じて、自立活動の指導が必要となります。

教科別の指導においては、教科の目標を達成するための時間であるため、自立活動としての指導目標を設定して指導を行うというより、自立活動の時間における指導を参考に配慮や手立てを行うことと考えます。特別の教育課程を編成し、各教科等と自立活動を一部又は全部について合わせて指導を行う場合においても、自立活動について個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容を明記する必要があります。（学校教育法施行規則第 130 条第 2 項の規定による）



(4) ア 弱視／難聴／肢体不自由／病弱・身体虚弱／自閉症・情緒障がい特別支援学級

① 特別の教育課程と指導上の配慮

※特別の教育課程については、ハンドブックp16～18参照

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

「小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108 中p109）」参照

小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）では、『児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う』ことをねらいとした、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることを規定しています。

自立活動においてどのような指導が必要なのかを考えるに当たっては、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（小学部・中学部）」に、
 具体的指導内容例と留意点が示されていますので、
 参考にしましょう。以下に、その一部を紹介します。

自立活動の指導については、
 ハンドブックp19～23を参照ください。

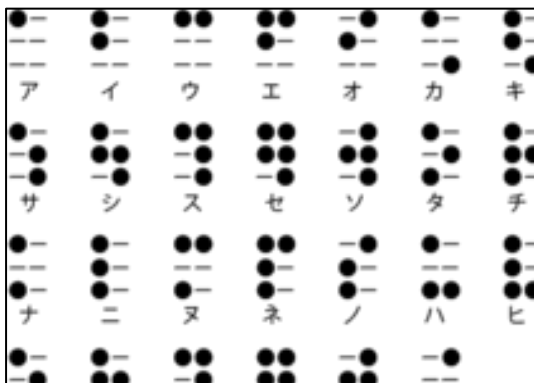


<特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 【具体的指導内容例と留意点】より>

<視覚障がい>

「6 コミュニケーション (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること」
 p98より抜粋

弱視の幼児児童生徒の場合、自分にとって学習効率の良い文字サイズを知り、拡大文字の資料を必要とする場合などに、コンピュータの拡大機能などを使って、文字サイズ、行間、コントラスト等を調整し読みやすい資料を作成できるよう指導することが大切である。また、進行性の眼疾患等で普通の文字を使用した学習が困難になった場合は、適切な時期に使用文字を点字に切り替える等、学習効率を考えた文字選択の配慮が必要である。



点字

＜聴覚障がい＞

「4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること」 p 74 より抜粋

聴覚障害のある幼児児童生徒の場合、補聴器等の装用により、保有する聴力を十分に活用していくための指導が必要である。さらに、場所や場面に応じて、磁気ループを用いた集団補聴システム、FM電波や赤外線を用いた集団補聴システム又はFM補聴器等の機器の特徴に応じた活用ができるようにすることが大切である。



補聴援助システム機器
※補聴器だけでは聞き取りが
難しい状況において有効

＜肢体不自由＞

「5 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること」 p 84 より抜粋

肢体不自由のある幼児児童生徒の場合、基本動作が未習得であったり、間違って身に付けてしまったりしているために、生活動作や作業動作を十分に行うことができない場合がある。そこで、個々の幼児児童生徒の運動・動作の状態に即した指導を行うことが大切である。

例えば、全身又は身体各部位の筋緊張が強すぎる場合、その緊張を弛めたり、弱すぎる場合には、適度な緊張状態をつくりだしたりすることができるような指導が必要である。

＜病弱＞

「1 健康の保持 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること」 p 54 より抜粋

糖尿病の幼児児童生徒の場合、従来から多い1型とともに、近年は食生活や運動不足等の生活習慣と関連する2型が増加している。そのため、自己の病気を理解し血糖値を毎日測定して、病状に応じた対応ができるようにするとともに、適切な食生活や適度の運動を行うなどの生活管理についても主体的に行い、病気の進行を防止することが重要である。

＜自閉症＞

「3 人間関係の形成 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること」 p 69 より抜粋

自閉症のある幼児児童生徒の場合、言葉や表情、身振りなどを総合的に判断して相手の思いや感情を読み取り、それに応じて行動することが困難な場合がある。また、言葉を字義通りに受け止めてしまう場合もあるため、行動や表情に表れている相手の真意の読み取りを間違えることもある。そこで、生活上の様々な場面を想定し、そこでの相手の言葉や表情などから、相手の立場や相手が考えていることなどを推測するような指導を通して、他者とかかわる際の具体的な方法を身に付けることが大切である。

＜情緒障がい＞

「2 心理的な安定 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること」 p 63 より抜粋

選択性かん黙のある幼児児童生徒の場合、特定の場所や状況等において緊張が高まることなどにより、家庭などではほとんど支障なく会話ができるものの、特定の場所や状況では会話ができないことがある。こうした場合、本人は話したくても話せない状態であることを理解し、本人が安心して参加できる集団構成や活動内容等の工夫をしたり、対話的な学習を進める際には、選択肢の提示や筆談など様々な学習方法を認めたりするなどして、情緒の安定を図りながら、他者とのやりとりができる場面を増やしていくことが大切である。



次のページから、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」p 164～167に示されている、「高機能自閉症」の流れ図の例を載せています（「視覚障がい」「聴覚障がい」「肢体不自由」「病弱」の例については、「自立活動編」を参照ください）。

視覚障がい…p 128～131

聴覚障がい…p 132～135

肢体不自由…p 140～143

病 弱…p 144～147

流れ図の例についての詳しい説明は、自立活動編に示されていますので、どのような考え方で実態把握から具体的な指導内容を設定していくのかを、自立活動編で確認ください。

【参考】高機能自閉症の流れ図の例（「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」より）

学部・学年	小学校・第5学年
障害の種類・程度や状態等	高機能自閉症 知的発達に遅れはなく、他者の意図や感情の理解が苦手である。
事例の概要	人との関わりへの自信と意欲を取り戻し、コミュニケーションの力を高める指導

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

- ・ 教科学習の内容はおおむね定着しているが、場面から登場人物の心情を推察することは苦手としている。4年生で「ごんぎつね」の学習をした時には、「ごんぎつねは悪いことばかりをしていたので、兵十に退治された」と主張した。
- ・ 忘れ物はほとんどなく、宿題は丁寧に仕上げてくる。
- ・ 係活動では進行表があれば、司会を上手に務めることができた。その後、次第に進行表がなくてもできるようになった。
- ・ 最近になってエプロンの紐を後ろで結ぶことや、髪を一人で洗ったり後ろで束ねたりすることが、家庭でできるようになった。
- ・ 急に寒くなっても薄着のまま登校するなど、暑さや寒さなどの感覚が他の児童と違うと感じる場面がある。
- ・ とめはねはらいを強調した独特の字を書く。
- ・ 学級の友達に「その服、似合っていないね」と言っても、相手を泣かせたことがあった。その場では謝っていたが、相手を傷つけるようなことを言ってしまったということが理解できないようで、後で「ほんとうのことを言っただけ」と日記に書いていた。
- ・ 普段の生活ではあまりトラブルを起こすことはない。
- ・ 低学年の頃は休み時間等にクラスメイトと遊ぶ場面が見られたが、最近では一人で図書室に行って好きな本を読んでいることが増えてきた。
- ・ 自分の興味・関心に従い、クラスメイトがあまり興味のない内容の話をして聞いてくれないことがあり、「この頃、仲間外れにされている」と訴えてきたが、友達が使う流行語なども分からないようだった。

②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
・ 寒暖に合わせて服装を調節することはできない。	・ 友達とうまく関わられていないことを自覚していて、不安が強くなってきている。	・ 相手の表情や態度から総合的に判断するのではなく、言葉や文字情報に依存して判断する傾向がある。	・ 視覚面では全体より部分を細かくとらえる傾向がある。 ・ 気温の変化を感じ取ることは苦手である。	・ 指先の巧緻性が徐々に身に付いている。	・ これから思春期に向かうが、その年齢に応じたコミュニケーション能力はまだ身につけていない。

②-2 収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

- ・ 学習上の困難は主として心情理解が困難であることに起因しており、教科学習全般には意欲的でありよく理解している。（人）
- ・ 普段の人間関係において、相手の心情理解が不十分なことによる困難が増しつつある。状況に応じて周囲の人の気持ちを推測することができないことや、興味・関心が同年代の子供と異なるために、すれ違いが大きくなってきている。（人、コ）

②-3 収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

- ・ 低学年の時に仲の良かった友達とも距離ができたことを感じていて、今後ますます一人になりそうなことを心配している。（心）
- ・ 母親も仲の良い友達がいないことを聞き、心配している。今後、思春期を迎えるにあたり、対人関係が大きな課題となることに不安を感じている。（人、コ）
- ・ 人間関係が複雑になる中学、高等学校生活の前に、苦手なことや不安なことを相談する力を育てていく必要がある。（コ）

③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

- ・ 周囲の様子や相手の表情、声の調子など、多くの情報を統合し、状況や心情を推測することが難しい。（人）
- ・ コミュニケーションを続けるための言葉や動作、援助の求め方、相談の仕方などの基本的なコミュニケーションの能力が不十分である。（コ）
- ・ 人と関わる自信と意欲の低下が見られる。（心）
- ・ 年齢相応に身の回りを整えるためには、手先の巧緻性を高めていく必要がある。（身）

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階
・ 心情や状況の理解に関しては、未発達な面もあるが、論理的に説明することで理解できることもあるので、理解が進むことは期待できる。現段階では、人との関わりへの自信と意欲を失いつつあること、体験的に学んでいくことが般化には必要であることから、興味・関心が共通している同年代の友達と協力して活動する中で、まずは、人と関わることへの自信や意欲を育てていく。その際、個別指導で基礎的なコミュニケーションスキルを学び、同年代の小集団においては、複数の教師による指導体制により、場に応じた言動を考え適切なやりとりができるようにすることで、心情や状況の理解を促す。 ・ 暗黙の了解として社会的に通用していることが分からない場合は、「分かっているはず」と片付けずに、丁寧に説明をすることで理解を促す。その際、自ら分からないことを質問したり、助けを求めたりする力も併せて育てる。 ・ 身体の動きに関しては、発達段階を考え、興味のもてることや趣味、余暇、年齢相応の身だしなみなどにつながることを通して、巧緻性を高める。

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として	⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階
	・ 誘う、断る、励ます、説明する、質問するなど、人と関わるために必要なコミュニケーションの仕方を知り、通級指導担当の教師に対して、相手の心情を考えて使用すると共に、手先の巧緻性を高め、髪の毛や衣服の紐や留め具を一人で整えることができる。

指導目標を達成するために必要な項目の選定	⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		1) 情緒の安定に関すること。 2) 状況の理解と変化への対応に関すること。	(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。		(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。	2) 言語の受容と表出に関すること。 5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント
・ 安心できる環境で体験的に学ぶことが有効なので、(心) (1) と (人) (2) と (コ) (5) を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧アである。 ・ 情緒の安定を図りながら手先の巧緻性を高められるように、(心) (1) と (身) (3) を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧イである。 ・ 自己理解を高め、主体的に相談するスキルを身に付けるために、(心) (1) (2) と (コ) (2) (5) を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧ウである。

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階		
	ア 少人数の安心できるグループで、人と関わる自信と意欲を育てながら、話し合ったり協力したりしながら進める課題に取り組む。	イ 思いや願いを引き出しながら、年齢に見合った身だしなみや制作（裁縫など）など、手先の巧緻性を高める課題に取り組む。	ウ 一週間の出来事をシンボルや簡単な絵などで視覚化しながら聞き取り、気持ちや状況を整理しながら言語化する。

図 14 高機能自閉症（アスペルガー症候群を含む）

(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えるなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

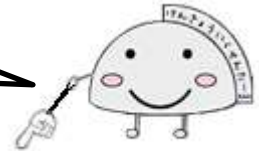
「小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108 中p109）」参照

弱視、難聴、肢体不自由、病弱や身体虚弱、自閉症や情緒障がいのある児童生徒は、原則として小・中学校学習指導要領に示されている教科の目標及び内容を学習します。ただし、なお、指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては、児童生徒の障がいの状態や特性等を十分に考慮し、配慮する必要があります。

「小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 各教科」
「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編」

に、配慮事項やその例が示されていますので、参考にしましょう。

以下に、配慮すべきことや具体例の一部を紹介します。



＜小・中学習指導要領 各教科解説より＞

文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 国語（p160）



＜国語＞
読む部分だけが見えるスリット

実験「磁石に付く物と付かない物を調べよう」

1 準備する（先生の机から一つずつ持ってくる）

- ・磁石
- ・調べる物
 - 鉄くぎ
 - 針金
 - アルミホイル

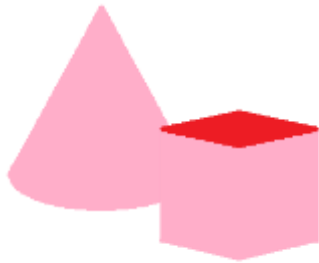
＜理科＞
実験の目的や手順を視覚的に表したプリント（一部）

実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しがもてるよう、実験の目的を明示したり、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮が考えられる。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 理科（p97）

空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 数学（p 165）



＜数学＞
立体模型



＜社会＞
注目する場所を限定
した地図

地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。

中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 社会（p 174）

＜特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 第3章より＞

※ 各教科等編は、特別支援学校を対象とした学習指導要領ですので、自閉症や情緒障がいについての配慮事項は示されていません。

＜視覚障がい＞各教科等編（p 3～7）

- ① 的確な概念の形成と言葉の活用
観察や操作活動などの直接体験や見学などの体験的な学習
- ② 文字の読み書きの指導
文字（漢字）の指導、様々な書式への対応、視覚補助具の活用
- ③ 指導内容の精選等
基礎的・基本的な事項から習得
- ④ 情報機器や教材等の活用
コンピュータ、拡大教材、弱視レンズ、書見台、照明器具等
- ⑤ 見通しをもった学習活動の展開
場の状況や活動の過程等を的確に把握できる配慮



書見台



弱視レンズ

<聴覚障がい>各教科等編（p 7～11）

- ① 言語概念の形成と思考力の育成
国語科を中心とした言語指導、言葉で考える指導の工夫
- ② 読書に親しみ書いて表現する態度の育成
読書や書くことに対する意欲や興味・関心の的確な把握
- ③ 言葉による意思の相互伝達
音声、文字、手話、指文字等の適切な選択・活用
- ④ 保有する聴覚の活用
定期的な聴力測定、適切なフィッティングの状態等の確認
- ⑤ 指導内容の精選等
基礎的・基本的な事項に重点、興味・関心のある事項を優先
- ⑥ 教材・教具やコンピュータ等の活用
視覚的に情報を獲得しやすい視聴覚教材や情報機器等の使用



手話

<肢体不自由>各教科等編（p 11～15）

- ① 「思考力、判断力、表現力等」の育成
体験的な活動を通した言葉の意味づけや言語概念等の形成
- ② 指導内容の設定等
指導内容の取扱いに軽重をつけた効果的な指導計画の作成
- ③ 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫
椅子や机の位置及び高さなどの調整、課題提示等の工夫
- ④ 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用
自立活動の指導との関連を図りながら適切に活用
- ⑤ 自立活動の時間における指導との関連
学習上の困難の理解と改善・克服に向けた指導への配慮



カットアウトテーブル

<病弱>各教科等編（p 15～19）

- ① 指導内容の精選等
指導内容の連続性に配慮、各教科等相互の関連を図る
- ② 自立活動の時間における指導との関連
健康状態の維持・管理、改善等に関して自己理解を深める
- ③ 体験的な活動における指導方法の工夫
直接体験、間接体験、疑似体験、仮想体験等の工夫
- ④ 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用
児童生徒の身体活動の制限等の状態に応じた工夫
- ⑤ 負担加重とならない学習活動
個々の病気の特性や状態を考慮した適切な学習活動量と対応
- ⑥ 病状の変化に応じた指導上の配慮
姿勢の変換や適切な休養の確保



タブレットPC



休憩用ベッド

同じ障がい名、疾患名でも、その状態像は一人一人違います。児童生徒個々に応じて、必要な配慮を検討しましょう。



「教育支援資料～障害のある子供の就学と早期からの一貫した支援の充実～」(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)も参考にしてみましょう。

※「教育支援資料」は文部科学省のホームページに掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

教育支援資料

検索



小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）では、学級の実態や児童生徒の障がいの状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えるなどして、実態に応じた教育課程を編成することが規定されており、児童生徒の障がいの状態により特に必要がある場合には、各教科の目標や内容を下学年の各教科の目標や内容に替えることができます。

ただし、当該学年の目標及び内容を取り扱うことが難しいから下学年に替えるという考え方ではなく、児童生徒が現在までに達成している目標と、次に達成を目指す目標を見極める視点をもつことが重要です。

各教科等の目標及び内容を下学年のものに替えることについては、その後の児童生徒の学習の在り方を大きく左右しますので、慎重に検討を進めましょう。



(4) イ 知的障がい特別支援学級

① 特別の教育課程について

※特別の教育課程については、ハンドブックp16～18参照

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

「小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108 中p109）」参照

小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）では、『児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う』ことをねらいとした、**特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることを規定**しています。

自立活動においてどのような指導が必要なのかを考えるに当たっては、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（小学部・中学部）」に、具体的指導内容例と留意点が示されていますので、参考にしましょう。以下に、その一部を紹介します。

自立活動の指導については、
ハンドブックp19～24を
参照ください。



＜特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 【具体的指導内容例と留意点】より＞

「3 人間関係の形成 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事」 p70より抜粋

知的障害のある幼児児童生徒の場合、過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになることがある。このような場合は、まず、本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己に肯定的な感情を高めていくことが大切である。



次のページから、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」p136～139に示されている、「知的障がい」の流れ図の例を載せています。

流れ図の例についての詳しい説明は、自立活動編に示されていますので、どのような考え方で実態把握から具体的な指導内容を設定していくのかを、自立活動編で確認ください。

【参考】知的障害の流れ図の例（「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」より）

学部・学年	中学部・第2学年
障害の種類・程度や状態等	知的障害の程度は、言葉による意思疎通が困難、日常生活面など一部支援が必要
事例の概要	学習場面の中で落ち着いて順番を待ったり、ルールを守ったりすること等の社会性の獲得を目指した指導

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集
- 基本的な生活習慣はほぼ自立している。 - 見通しのもてる活動には集中して取り組むことができる。 - 音声言語は不明瞭で、発声や指さし、身振りやしぐさ、絵カード等で簡単なコミュニケーションをとろうとすることが見られるが、何を伝えたいのか曖昧なときが多い。 - 集団での学習場面において順番を待つなどの、ルールや決まり事を守ることが難しい。 - 自分の気持ちや思いを一方的に通そうとする場合がある。

②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階					
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
健康状態は良好で、生活のリズムは確立している。	- 新しい場所や活動には不安になりやすく、積極的に取り組むことはあまり見られないが、見通しがもてるようになると自分から取り組むことができる。 - 自分の思い通りにならないと情緒が不安定になり、混乱する場合がある。	- 特定の教師とのかかわりが中心である。 - 集団から孤立していることが多い。 - 友達と協力して活動することが難しい。	絵カードに強い興味を示すなど視覚優位の側面が見られる。	- 動作模倣ができる。 - 粗大運動などの、運動機能に顕著な課題は見られないが、滑らかな動作が難しく、ぎこちなさや不器用さが見られる。	- 発声や指さし、身振り等で自分の要求を伝えようとする。 - 音声言語による簡単な指示を理解することができる。

②-2 収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階
- 相手に意思を伝えようとするが、十分に伝わらず情緒が不安定になることがある。 - 多くの人との関わりの中で様々な体験をして、活動範囲を広げ、できることを増やしてほしい。 - 気に入った活動があると集団の中で簡単なルールや順番を守ることができず、トラブルになることがある。 - 絵カード等は有効ではあるが、理解できるカードがまだ少ない。

②-3 収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する段階
- 将来、集団生活を送るために、集団の中でのルールや約束事を守って過ごすことができること。 - 円滑なコミュニケーションが成立するコミュニケーション手段を獲得し、良好な人間関係を構築できるようになること。 - 自分の思い通りにならなくても我慢したり、自分で気持ちを落ち着かせたりできるようになること。

③ ①をもとに②-1，②-2，②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
- 落ち着いて活動に最後まで参加することが難しい。（心，人） - 円滑なコミュニケーションを成立することが難しい。（心，人，コ）

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階	
- 活動に対して見通しをもてるようにしていくことで、何をすべきかが分かり、落ち着いて活動に参加できると考える。そのためには情緒の安定と他者から指導や助言等を受け入れられる人間関係を形成していく必要がある。 - 円滑なコミュニケーションが成立することにより、情緒の安定が図られ、落ち着いて活動に参加できることにつながる。と考える。 - 他者からの指導や助言等を受け入れられる人間関係の形成を図りながら、集団への参加を促し、様々な経験を重ねる中でルールを守るなどといった社会性を育むことを目指していく。	
課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として	⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階
	教師や友達からの助言等を受けながら、落ち着いて順番を守ることができる。

指導目標を達成するために必要な項目の選定	⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。			(2) 言語の受容と表出に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント	
＜他者からの助言を受け入れることができるために＞（心）（1）と（人）（1）と（コ）（2）を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア，⑧イである。 ＜ルールや順番を守ることができるようにするために＞（心）（2）と（人）（2）と（コ）（2）を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア，⑧イである。 ＜集団活動へ参加できるように＞（心）（1）（2）と（人）（1）（4）を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア，⑧イである。 ＜簡単なやりとりが成立するために＞（人）（1）と（コ）（5）とを関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧ウ，⑧エである。	

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階		
	ア 学習場面で、他者の助言を受けながら、情緒を安定させて、自分の順番を守れるようにする。	イ 友達を意識して協調的な動作を促す。 ウ 学習場面で、見通しをもてるようにし、順番を守れることを意識できるようにする。	エ 状況に合わせながら、友達に伝えたいことを、絵カードから選択して伝える。

図 7 知的障害

(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

「小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108 中p109）」参照

小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p109 中p108）には、この規定について以下のように示されています。

学級の実態や児童の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することを規定した。

【参考】

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる

「学校教育法施行規則第126条2」より

その上で、特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、以下のことをおさえておきましょう。

特別支援学級は小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。その上で、なぜ、その規定を参考にするということを選択したのか、保護者に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し、改善する上でも重要である。

例えば、知的障がい特別支援学校の中学部の教科「社会」、「理科」及び「職業・家庭」を取り入れた場合、その目標及び内容を、小学部の教科「生活」の目標及び内容によって替えることができます。しかし、学校教育法施行規則に示す教科の名称までを替えることはできませんので、留意しましょう。

「特別支援学校学習指導要領解説 総則編（小学部・中学部）p335」参照



② 知的障がいのある児童生徒の学習上の特性について

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性として次のようなことが挙げられます。

- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しい。
- 成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。
- 抽象的なことは理解しにくい。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）p26」参照



このような特性を踏まえた教育的対応の基本（10項目）が「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）p27」に示されていますので確認してみましょう。

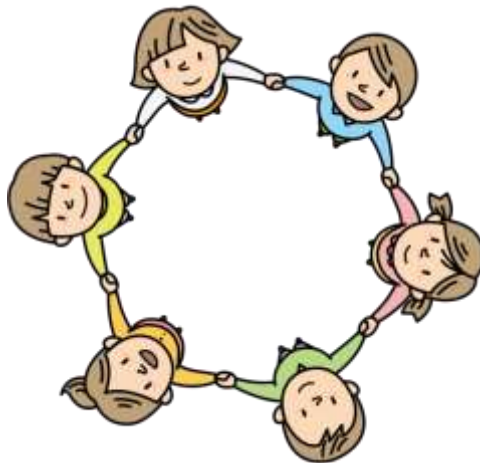
【知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本】

- (1) 児童生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え，育成を目指す資質・能力を明確にし，指導目標を設定するとともに，指導内容のより一層の具体化を図る。
- (2) 望ましい社会参加を目指し，日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能，習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。
- (3) 職業教育を重視し，将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能，態度及び人間性等が育つよう指導する。その際に，多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。
- (4) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して，日々の生活の質が高まるよう指導するとともに，よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
- (5) 自発的な活動を大切にし，主体的な活動を促すようにしながら，課題を解決しようとする思考力，判断力，表現力等を育むよう指導する。
- (6) 児童生徒が，自ら見通しをもって主体的に行動できるよう，日課や学習環境などを分かりやすくし，規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- (7) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え，実地的な状況下で指導するとともに，できる限り児童生徒の成功経験を豊富にする。
- (8) 児童生徒の興味や関心，得意な面に着目し，教材・教具，補助用具やジグ等を工夫するとともに，目的が達成しやすいように，段階的な指導を行うなどして，児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。

- (9) 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。
- (10) 児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、児童生徒の生活年齢に即した指導を徹底する。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部） p 27」より抜粋

学習環境面を含めた児童生徒一人一人の確実な実態把握に基づき、このような教育的対応を基本とすることが重要です。



③ 指導の形態について ※ 教育課程と指導の形態は、区別して考えます。

i 教科別に指導を行う場合

教科別の指導を計画するに当たっては、一人一人の児童生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮した内容を選択・組織することが大切となります。特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）を参考にしてみましょう。

<知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科>

小学部…生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

中学部…国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、必要に応じて外国語

小学部における生活科は、小学校の低学年に生活科が設けられた平成元年以前から位置付いている教科であり、児童に対し、基本的な生活習慣の確立に関すること、遊び、役割、手伝い、きまりなどを含む生活に関することを学習の対象とし、自立への基礎を体系的に学べるように、内容を構成した教科です。

また、小学部の教科には、社会科、理科、家庭科が設けられていませんが、児童の具体的な生活に関する学習の中で社会や自然等に直接かかわったり、気付いたりすることができるように、それらの教科の内容を生活科に包含している特徴があります。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）p23」参照



知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容については、小学校のように学年別に示さずに、段階別（小学部3段階、中学部2段階）に示されています。

学年ではなく、段階別に内容を示している理由は、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障がいの状態や経験等が様々で、個人差が大きいためであり、段階を設けて示した方が、個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからです。

各教科の各段階では、基本的に、知的発達、身体発達、運動発達、生活行動、社会性、職業能力、情緒面での発達等の状態を考慮して、目標を定めており、小学部から中学部へと段階が積み上げられています。

各段階の内容は、各段階の目標を達成するために必要な内容として、個々の児童生徒の生活年齢を基盤とし、知的能力や適応能力及び概念的な能力等を考慮しながら段階毎に配列しています。

児童生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、児童生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるように配慮する必要があります。そのためには、児童生徒の興味・関心を考慮しつつ、家庭生活に即した活動を取り入れたり、生活に十分生かされるように継続的な取組みにしたりするなど、指導方法を工夫することが大切です。

（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 各教科等編p23～24参照）

ii 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

<特別の教科 道徳>

障がいのある児童生徒の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校に準ずることになりますが、配慮が必要な事項が、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳」(p 192)に示されていますので、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 各教科等編 第5章 特別の教科 道徳」(p 524～525)と合わせて参考にしてみましょう。

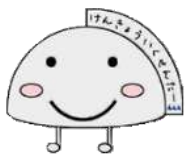


第3章 特別の教科 道徳

小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 p 192」より

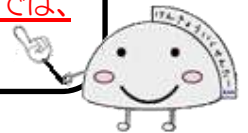


知的障がいのある児童生徒の学習では、個々の児童生徒の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、児童生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で、道徳的实践力を身に付けるよう指導することが大切です。

<外国語活動>

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第4章 外国語活動 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」(p193～196)に示されている目標や内容等を参考にしてみましょう。

特別支援学校学習指導要領の改訂(平成30年度)において、外国語活動は、児童や学校の実態を考慮の上、小学部3学年以上に、必要に応じて設けることができることが新たに示されましたが、知的障がい特別支援学校の各教科等の内容を参考にするとしても、**小学校の知的障がい特別支援学級では、外国語活動を行います**ので、その点に留意しましょう。



ハンドブック「特別の教育課程について」p16参照

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校における外国語活動の目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語や外国の文化に触れることを通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の音声の違いなどに気付き、外国語の音声に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、外国の文化などに触れながら、言語への関心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第4章 外国語活動 第2款)



外国語活動においても、個々の児童の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、児童の発達の段階を考慮した内容を工夫しましょう。

※「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 第6章 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」(p527～545)には具体例なども示されています。



＜特別活動＞

小学校・中学校の学習指導要領に基づいて、目標や内容、指導計画等を設定しますが、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第6章 特別活動」（p198）、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 第8章 特別活動」（p548～549）も参考にしましょう。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々と活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第6章 特別活動）



特別活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮して、適切に創意工夫する必要があります。

特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科、道徳科、外国語活動、自立活動及び総合的な学習の時間との関連を図るとともに、障がいのある人となない人が共に生きる社会の実現に向けて、他の児童生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮することが大切です。



＜自立活動＞ ※ハンドブックp19～24参照

自立活動の時間の指導について、「特別支援学校学習指導要領」及び「特別支援学校学習指導要領解説 総則編（小学部・中学部）」を確認しましょう。

- (4) 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

「特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）p62」より

「学校における自立活動の指導は、（中略）自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」と示しているのは、自立活動の指導の重要性に鑑み、自立活動の時間における指導を中心とし、学校の教育活動全体を通じて指導することの必要性を強調したものである。

つまり、自立活動の時間における指導は、学校における自立活動の指導のいわば要となる重要な時間であるが、自立活動の時間のみで自立活動の指導が全て行われるものではない。自立活動の指導は、自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、自立活動の時間における指導と各教科等における指導とが密接な関連を保つことが必要である。

「特別支援学校学習指導要領解説 総則編（小学部・中学部）p188」より



知的障がいのある児童生徒の自立活動の指導を行うにあたり、ハンドブックのp24「(3) 自立活動 4 知的障がいのある児童生徒の自立活動の指導」も確認してください。



iii 各教科等を合わせて指導を行う場合

学校教育法施行規則第130条に基づき、知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、**指導の形態として**各教科等を合わせた指導を行う場合があります。

学校教育法施行規則第130条

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきています。

（「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 各教科等編」p30～36参照）

このことについて、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）」には、次のように示されています。

（オ） 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）p67～68」より

また、「特別支援学校学習指導要領解説（小学部・中学部）総則編（平成30年）」には、各教科等を合わせて指導を行う際に留意すべきこととして、以下のように示されています。

指導を担う教師が教育の内容と指導の形態とを混同し、結果として学習活動が優先され、各教科等の内容への意識が不十分な状態にならないようにしなければならない。つまり、各学校で選択した教育の内容に対する学習を行うために、最適な指導の形態を選択するということを改めて認識した上で、教育の内容に照らした個々の児童生徒の学習評価に努めなければならない。

「特別支援学校学習指導要領解説（小学部・中学部）総則編（平成30年）p331～332」より

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編」には、より具体的に留意事項等が示されていますので、確認しましょう。



- 各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立て、各教科等の目標の達成を図る。
- 児童又は生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。
- カリキュラム・マネジメントの視点に基づいて計画（Plan）-実施（Do）-評価（Check）-改善（Action）していく。
- 各教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにする。
- 各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科の目標に準拠した観点で学習評価を行う。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 p30～36」参照



知的障がいがあるからといって、必ずしも各教科等を合わせた指導を行うことが必要というわけではありません。児童生徒の実態に応じて、学習成果が最大限に期待できる指導の形態を考えましょう。

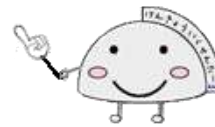
④ 知的障がいのある児童生徒の「総合的な学習の時間」

知的障がいのある児童生徒の総合的な学習の時間の指導を行うにあたり、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第5章 総合的な学習の時間 3」(p197)を参考にしてみましょう。

知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第5章 総合的な学習の時間 3」より

※ 知的障がいのある児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部では、総合的な学習の時間は行いませんが、小学校・中学校の特別支援学級では、総合的な学習の時間を行います。



留意してください

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性※への配慮

※抽象的な内容が分かりにくい。また、学習した知識や技能が断片的になりやすい。

- 実際の生活に関する課題の解決に応用されるようにしていくために、具体の場面や物事に即しながら段階的な継続した指導を行う。
- 各教科等の学習で培われた資質・能力を明確にし、それらを総合的に関連付けながら、個別の指導計画に基づき、児童生徒一人一人の具体的な指導内容を設定していく。
- 主体的・協働的に取り組めるようにするために、個々の児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮しながら、単元等を設定し、児童生徒が自らの課題を解決できるようにする。



「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 第7章 総合的な学習の時間」(p546～547)を確認してみましょう。

